

三河港港湾計画検討委員会規約（変更案）

（名称）

第1条 この会は、三河港港湾計画検討委員会（以下「委員会」という。）と呼ぶ。

（目的）

第2条 委員会は、三河港に対する諸要請と三河港が今後果たすべき役割などを踏まえ、長期的視点に立った三河港の総合的港湾空間の形成とそのあり方について検討する。

2 委員会は、三河港の利用を計画的、効率的に推進するための中期的な基本計画である「三河港港湾計画」の改訂に関して、提言及び助言を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員は、別表第（1）に掲げる者をもって構成し、委員は三河港港湾管理者である愛知県知事から委員会の運営を受託している公益社団法人日本港湾協会（以下「日本港湾協会」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から最終の委員会終了後までとする。

（委員長）

第4条 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員（副委員長）がその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員（学識経験者から選任された委員を除く。）が止むを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理の者を当該委員に代わって出席させることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、本委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第6条 委員会のもとに、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事は別表第（2）に掲げる者とし、三河港港湾管理者である愛知県知事から委員会の運営を受託している日本港湾協会が委嘱する。

3 幹事長は、委員長が指名する。

4 幹事長は、幹事会務を統括する。

- 5 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。
- 6 幹事の任期は、委嘱の日から最終の幹事会終了後までとする。

(オブザーバー)

第7条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する組織の者等がオブザーバーとして出席することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は原則として公開とする。
2 委員会の撮影、収録については、冒頭のみこれを認める。

(事務局)

第9条 委員会及び幹事会には事務局を置くものとし、議事の運営に関する事務を行う。
2 事務局は、愛知県港湾課、愛知県三河港務所及び日本港湾協会に置く。

(雑則)

第10条 第2条の検討、提言及び助言にあたっては、水環境などに関連する事項について別途設置されている「三河港港湾計画環境アドバイザー会議」と意見交換を行うものとする。
2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、令和2年1月28日から施行し、目的を達成したときにその効力を失う。